

# 浦安市サッカー協会規約



2006年 4月 1日制定  
2008年 5月18日改正  
2009年 5月 9日改正  
2010年 4月29日改正  
2011年 5月22日改正  
2012年 5月26日改正  
2013年 5月21日改正  
2014年 9月21日改正



## 前 文

第 1 章	総則	
		第 1 条 名称
		第 2 条 事務所
第 2 章	目的および事業	
		第 3 条 目的
		第 4 条 事業
第 3 章	組織	
		第 5 条 役員
		第 6 条 事務局
		第 7 条 委員会
		第 8 条 会員
第 4 章	選任及び解任	
		第 9 条 選任
		第 10 条 職務
		第 11 条 任期
		第 12 条 解任
		第 13 条 名誉会長、顧問
第 5 章	会議	
		第 14 条 総会
		第 15 条 総会の審議事項
		第 16 条 理事会
		第 17 条 会議の定足数等
第 6 章	会計	
		第 18 条 経費の支弁
		第 19 条 会計年度
第 7 章	会員	
		第 20 条 加盟・脱退
		第 21 条 加盟料
		第 22 条 権利・義務
		第 23 条 除名
第 8 章	規約の変更	
		第 24 条 規約の変更
第 9 章	雑則	

第 25 条	表彰
第 26 条	規約に定めのない事項の処理
第 27 条	細則
第 28 条	附則

# 浦安市サッカー協会規約

浦安市サッカー協会は、平等・公平、社会道徳を大切にし、誰もがサッカーを楽しみ、サッカーを通じて健康の維持・増進、市民相互の交流を図り、魅力ある浦安をさらに発展させていくための環境づくりに向けて諸活動を実践していくため、ここに規約を定める。

## 第1章 総 則

### 第1条 名称

本協会は、浦安市サッカー協会と称する。

### 第2条 事務所

本協会の事務所を会長宅に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 目的

本協会は、全ての年代の市民等がサッカーを楽しみ、交流・親睦を図れるよう、必要な事業や環境整備を行うとともに、サッカーの普及、技術の向上、健康の増進及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### 第4条 事業

本協会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会やイベントの企画及び開催
- (2) 普及、技術指導及び技術の向上
- (3) 指導者及び審判員の養成・技術の向上
- (4) 指導者及び審判員の派遣
- (5) その他必要な事業

## 第3章 組 織

### 第5条 役員

本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名)
- (3) 理事 (各委員会の代表)
- (4) 監事 (1名)

### 第6条 事務局

本協会事務の円滑な遂行のため、事務局を置く。

- 2 事務局員は会長が指名する。

3 会長は必要に応じて事務局長を指名することができる。

4 事務局の業務等は別に定める。

## 第7条 委員会

本協会の事業を行うため、次の委員会を置く。各委員会の構成員は委員会の運営に携わる者を除き、次のとおりとする。なお各委員会で定める年齢は当該年度の4月2日現在の年齢とする。

(1) 一種委員会

(年齢を制限しないサッカー選手により構成する)

(2) 二種委員会

(18歳未満のサッカー選手により構成する。ただし、高校在学中の選手にはこの年齢制限を適用しない。)

(3) 三種委員会

(15歳未満のサッカー選手により構成する。ただし、中学校在学中の選手にはこの年齢制限を適用しない。)

(4) 四種委員会

(12歳未満のサッカー選手により構成する。ただし、小学校在学中の選手にはこの年齢制限を適用しない。)

(5) 女子委員会

(年齢を制限しない女子サッカー選手により構成する。)

(6) キッズ委員会

(未就学児により構成する。)

(7) シニア委員会

(40歳以上のサッカー選手により構成する。)

(8) フットサル委員会

(年齢を制限しないフットサルの選手により構成する。)

(9) 技術委員会

(サッカー、フットサルの指導者で構成し、選手の技術向上のための事業、指導者の資格取得のための講習の主管や指導者の指導育成)

(10) 審判委員会

(サッカー、フットサルの審判員で構成し、各大会への審判員派遣、審判の更新講習会や新規取得の主管、審判員の指導育成)

## 第8条 会員

会員は、前条の各委員会に所属するチーム並びにクラブ、またそれらの構成員や委員会の運営に携わる者及び本協会の趣旨に賛同した個人とする。

各委員会は会員の中から1名以上5名以内の代表会員を選出する。なお各委員会から代表会員が選出されていない場合は、各委員会の委員長が代表会員を兼ねることとする。

## 第4章 選任及び解任等

### 第9条 選任

会長及び副会長、監事等の選任は次の方法により行う。

- (1) 会長及び副会長は、理事会で推挙し、総会で承認を得る。
- (2) 理事は、各委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 監事は、理事会で推挙し、総会で承認を得る。
- (4) 会長は、理事会の承認を得て、必要に応じ理事会にオブザーバーを置くことができる。

### 第10条 職務

会長及び副会長、監事は次の職務を担う。

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本協会の運営、事業の企画、執行などの中心的役割を担う。
- (4) 監事は、財務や事業執行について監査する。

### 第11条 任期等

役員任期は、2年とし、役員再任は妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じ新たに選任された場合、任期は前任者の残任期間とする。

### 第12条 解任

本協会の名誉を傷つけ、又は本規約に違反する行為をしたときは、当該役員を解任することができる。

- 2 役員解任は次の手続きにより行う。
  - (1) 会長及び副会長の解任は、理事会で決議し、総会で承認を得る。
  - (2) 理事の解任は、理事会で決議する。
  - (3) 監事の解任は、理事会で決議し、総会で承認を得る。
  - (4) オブザーバーの解任は、理事会で決議し、会長が決定する。

### 第13条 名誉会長、顧問

本協会発展のための提言を受けるため、必要に応じて名誉会長及び顧問を置くことが出来る。名誉会長及び顧問の選任は理事会で推挙し、総会で決定する。解任は理事会で決議し、総会で承認を得る。

## 第5章 会議

### 第14条 総会

総会は、役員及び代表会員によって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 3 総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

#### **第15条 総会の審議事項**

総会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長、監事の選任の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項

#### **第16条 理事会**

本協会の運営を円滑に進めるため、理事会を設置する。

- 2 理事会は、会長及び副会長、理事で構成する。
- 3 理事会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 理事会は、年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。
- 5 理事会の運営は別に定める。

#### **第17条 会議の定足数等**

総会及び理事会の定足数は、定数の2分の1以上の者の出席をもって成立する

- 2 欠席の場合は予め書面(委任状)を議長に提出することにより、出席したものとみなす。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### **第6章 会 計**

#### **第18条 経費の支弁**

本協会の事業遂行に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 加盟料
- (2) 会費
- (3) 事業収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他

#### **第19条 会計年度**

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### **第7章 会 員**



## 第 20 条 加盟及び脱退

本協会に加盟できる団体及び個人は次のいずれたかに該当しなければならない。

- (1) 市が主催する大会に参加する団体
- (2) 本協会が定める協力団体及び支援団体として認めた団体
- (3) 本協会の活動に参加する個人

2 本協会からの脱退は、加盟する団体及び個人からの依頼によるもののほか、団体及び個人が2年以上本協会等の活動に不参加あるいは休止したときは脱退したものとみなす。

3 前項の場合協会は、団体及び個人に対しその通知を省略することができる。

## 第 21 条 加盟料及び会費

会員となる団体は、加盟料及び会費を本協会に納めなければならない。

2 会員は、当該年度分の会費を毎年5月末までに納めなければならない。

3 会長は、必要と認めたとき加盟料及び会費の収納を留保することができる。この場合、会長は、理事会で意見を聴取し判断するとともに、総会において説明しなければならない。

## 第 22 条 権利・義務

本協会会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 本市のサッカー発展のため、本協会に対して意見、助言又は提言をすることができる。
- (2) 本協会の主催事業に優先的に参加することができる。
- (3) 会員は、本協会の事業遂行に積極的に協力しなければならない。

## 第 23 条 除名

会員が本協会の名誉を傷つけ、又は本規約に違反する行為をしたときは、会長は、理事会の審議を経てこれを除名することができる。

## 第 8 章 規約の変更

### 第 24 条 規約の変更

本規約は、理事会に諮り、総会の議決を経て変更することができる。

## 第 9 章 雑 則

### 第 25 条 表彰

会長は、理事会の審議を経て、本協会の事業に対し、特に功労及び功績のあった個人、団体を表彰することができる。

### 第 26 条 規約に定めのない事項の処理

本規約に定めのない事項については、日本サッカー協会及び千葉県サッカー協会の規約に準じ、理事会の審議を経て処理するものとする。

### 第 27 条 細則

細則は別に定めるもののほか、各委員会の規則等によるものとする。

## 第 28 条 附則

本規約は、2006年4月1日から施行する。

本規約は、2008年5月18日から改正実施する。

本規約は、2009年5月 9日から改正実施する。

本規約は、2010年4月29日から改正実施する。

本規約は、2011年5月22日から改正実施する。

本規約は、2012年5月26日から改正実施する。

本規約は、2013年5月21日から改正実施する。

本規約は、2014年9月21日から改正実施する。